長野工業高等専門学校研究生規則

(目 的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第52条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

- 第2条 長野工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学科に研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 本校において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本校の専攻科に研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等専門学校専攻科を修了した者
- (2) 本校において、高等専門学校専攻科を修了した者と同等以上の学力があると認めた者 (入学の時期)
- 第3条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学の出願手続)

- 第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、入学しようとする日の2週間前までに、校長に願い出なければならない。
 - (1) 研究生入学願書
 - (2) 履歴書
 - (3) 最終学校の卒業又は修了証明書
 - (4) 有職者は、所属長の承諾書

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者の選考は、面接試験その他の方法により行う。

(入学許可)

- 第6条 前条による選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに関係書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
- 2 校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

- 第7条 研究生の研究期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、研究生の願い出により校 長が必要と認めたときは、その期間を延長することができる。
- 2 前条ただし書きにより、研究期間を延長しようとする場合は、所定の延長願いを期間満了までに、校長に提出しなければならない。

(授業料の納付)

第8条 研究生は、所定の期日までに、研究期間に係る授業料の全額を納付しなければならない。 ただし、学期ごとの期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

(指導教員)

- 第9条 校長は、研究生に対して指導教員を定める。
- 2 研究生は、指導教員が必要と認める場合は、校長の許可を得て、その授業に出席することができる。

(研究報告書)

第 10 条 研究生は、その研究が修了したときは、研究報告書を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

(検定料,入学料及び授業料)

第11条 検定料,入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料 その他の費用に関する規則(平成16年4月1日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号) に定める額とする。

2 既納の検定料,入学料及び授業料は,返還しない。 (研究費の負担)

第12条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とすることがある。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則及び学内諸諸規則を準用する。

附則

- 1 この規則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 長野工業高等専門学校研究生規程(平成16年4月1日施行)は、廃止する。 附 則
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年3月23日から施行し、平成29年3月1日から適用する。